

長浜市第2期DX実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの利便性向上、地域の活性化並びに多様化する社会課題及び本市の地域課題の解決を図ることを目的とした、デジタルに関する優れた技術、サービス及びアイデアを活用した実証実験を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公募型プロポーザル」とは、複数の者の実証実験に関する企画提案を求め、創造性、実現性、経験等を総合的に勘案して最も優れた企画提案を行った者を実施事業者として選定する方式をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 市民サービスの利便性向上、地域の活性化並びに多様化する社会課題及び本市の地域課題の解決を図ることを目的とした、デジタルに関する優れた技術、サービス及びアイデアを活用した事業
- (2) 本市をフィールドに取り組む事業
- (3) 本市が示す募集テーマに取り組む事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する補助事業を実施する事業者又はその事業者を中心に組織された共同体とする。

- (1) 本市が実施する公募型プロポーザルを経て市長が選定した者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (3) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業（公序良俗に反することその他社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）又は同法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる区分に応じた対象経費とする。ただし、国、地方公共団体その他団体等から補助金等の交付を受ける場合は、当該対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じた額以下とし、1補助事業当たりの上限額は300万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条に規定する書類等を補助事業を実施する日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第1項で規定する書類等のうち、同項第1号の「事業計画書」は、「企画提案書」に読み替えるものとする。

(補助金の交付方法等)

第8条 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第17条第2項の規定により、交付決定の額の10分の9を限度として、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の市長が別に定める日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項に規定する補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 実証実験実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 補助事業の実施状況がわかる写真

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条の耐用年数を勘案して別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	対象経費
1 試作品等の開発 関連	・ 原材料又は副資材の購入費 ・ 機械装置又は器具の購入費（取得単価が税込10万円未満のものに限る。ただし、汎用性が高いものは除く。） ・ 機械装置若しくは器具のレンタル又はリースに要する経費（リース契約終了後に所有権が移転するものは対象外とする。） ・ 製品、サービス、システム並びにソフトウェアの開発及び改良

	に要する経費（外注費を含む。） ・開発環境、ツールの利用料
2 トライアル導入 関連	・製品、サービス、システム及びソフトウェアの利用料 ・トライアル導入に係る設置費用、輸送費用、調整・設定費用（外注分に限る。） ・トライアル導入する製品及びサービスの稼働に要するメンテナンス、燃料費等の附帯費用（他の用途に係る経費と区別できないものは除く。）
3 実証実験関連	・安全対策費（保険料、機器試験料、保安警備料等） ・事業協力モニターに対する謝礼として支払われる経費 ・土地、建物、会場等の借上料 ・広報宣伝費 ・技術評価に要する経費（外注分に限る。）
4 諸経費	・消耗品費（取得単価が税込10万円未満のものに限る。ただし、汎用性が高いものは除く。） ・事業実施に係る国内の交通費（宿泊に係る経費は除く。） ・事業に直接関与する者の人件費
5 その他市長が特 に必要と認める経費	事業実施に必要な経費。ただし、当該事業のために使用することが特定及び確認できる経費であること。